

---

# 序説(制定の経緯と家事事件手続法の概要)

---

## 1 制定の経緯

戦後になって、時代のニーズに即応するため、戦前から続いていた片仮名・旧仮名遣い等による民事手続法全般の平易化を目指して、その見直しと改訂作業が続けられましたが、最後に残ったのが非訟事件手続法関係でした。そこで今回は、平成 23 年に最後の手続法の抜本的改正として、旧非訟事件手続法の改正と、そのいわば特別法ともいべき家事審判法規の改正すなわち旧家審法及び旧家審規則の廃止と新家事事件手続法規すなわち新家事法及び新家事規則の制定を実現させたわけです。

明治時代からある旧「非訟事件手続法」(明治 31 年法律 14 号)は戦後も続きましたが、戦後まもなく新憲法の男女平等や個人の尊厳等の精神に合致させるため、戦前の家督相続等を中心とする明治民法の改正と家庭裁判所制度の創設に伴い「家事審判法」(昭和 22 年法律 152 号)及び「家事審判規則」(昭和 22 年最高裁規則 15 号)・「特別家事審判規則」(昭和 22 年最高裁規則 16 号)が制定されました。確かに、これは新仮名遣いとなり、分かりやすくなったのですが、非訟手続としての性質を有する家事審判手続の総論部分の規制は、家事審判法 7 条が広く旧非訟事件手続法の総則部分を準用していたために、両方の条文を比較参照しなければ全体像が現れてこず、とても分かりにくい規定ぶりとなっていました。

しかも、戦後 60 年の家事審判法の実績は、家庭裁判所の評価を高めてきたのですが、反面、手続の不透明部分が残ри、当事者や利害関係人の参加などの手続部分の権利の保障に問題があるともされてきました。また、平成 15 年には旧来の人事訴訟手続法が新しく人事訴訟法(平成 15 年法律第 109 号)及び人事訴訟規則(平成 15 年最高裁規則第 24 号)に改正され

ましたので、これとの関連も問題となりました。

そこで、このままでは、近時の社会の著しい変化と当事者の権利意識の高まりに適切に対応できないのではないかという問題意識から、旧家事審判法規を廃止して、新しく家事事件手続法規を制定することになりました。いわば民事（会社）非訟法ともいうべき「非訟事件手続法」（平成23年法律第51号）とともに、家事非訟法ともいうべき「家事事件手続法」（同年法律第52号）が平成23年5月19日制定され、それにあわせて旧家事審判法が廃止されることになったわけです。その後平成24年7月17日「家事事件手続規則」（平成24年最高裁規則第8号）が制定され、両者は、平成25年1月1日に施行となったことは周知の通りです（以上につき、文献②3頁以下参照）。

## 2 家事法の概要

以上のような経緯の中で、国民にとってより利用しやすく、現代社会の要請にも合致したものとするべく、家事事件手続の透明性と当事者権の保障を目指して制定されたのが、前記「家事事件手続法」と「家事事件手続規則」です。

従来の旧家事審判法規と比較すると、戦後まもなく司法優位国のアメリカGHQの影響下に制定された憲法の下で、裁判所の規則制定権がかなり前面に出ており、民事訴訟法など他の手続法と比較して規則の突出ぶりは目立っていました。その後国会の法律制定権優位の思想が一般化されてきて、当事者や利害関係人の権利利益に関係する手続の重要部分はやはり法律で規定すべきであるとする考え方が主流となりました。そこで、平成23年制定の家事事件手続法（以下、家事法）では、従来の家事審判の規則・特別規則の主要部分を取り入れて、293か条に及ぶ巨大な法体系となり、家事事件手続規則は細部的な部分にのみ限定されることになりました。

家事事件手続法は、家事審判事件と家事調停事件の双方を含む意味で

「家事事件」と総称し、両者の手続関係を包括的・総括的に規定しました。家事審判も家事調停も非訟事件手続に属しますが、いずれも非訟事件手続法から独立させ、従来の家事審判法がその通則部分につき旧非訟事件手続法の規定を準用してきた方式を改め、その通則部分も家事事件手続法の中に規定することとし、家事法は自足的な法律として自己完結しました。そのため、従来は家事審判法の規定とともに非訟事件手続法の規定も斟酌しなければならなかったのが、家事法では専ら家事事件手続法の条文のみを検討すればよいこととなって、この面からも分かりやすい規定ぶりとなりました。

そこで家事法の規定を見ますと、第一編が総則で、家事事件に共通する手続を規定しています。通則・管轄・裁判所職員の除斥と忌避、当事者能力と手続行為能力・手続代理人と補佐人・手続費用・家事事件の審理等・電子情報処理組織による申立て等がその内容となります。まさに、審判と調停手続全般を通じた通則的な規定であり、自己完結的な規定ぶりとなっています。以下、第二編が審判手続、第三編が調停手続、第四編が履行の確保、第五編が罰則の順序で規定しています。

審判事件には、相手方がなく調停手続を経ない別表第一（旧甲類）事件と、相手方があり調停が可能な別表第二（旧乙類）事件とがあります。そうすると、第二（乙類）事件の場合には、時系列的には調停手続を経て審判手続に移行するのが通常ですので、本来であれば、規定上も、まず調停手続から始めるのが論理的であるともいえます。しかし反面、家事法は調停手続を経ない第一（旧甲類）事件を含めて規定していることから、第二編審判、第三編調停というように、審判に関する規定をまず置き、その後に調停に関する規定を置くという順序となりました。そこで、第二事件の調停に関する規制の多くは審判に関する規定を準用するという規定ぶりとならざるを得ず、調停に関しては若干分かりにくい構成となってしまったのはやむを得ないというべきでしょうか。

そこでまず第二編が家事審判に関する手続の規定ということになりますが、第一章の総則には、(1) 家事審判の手続として、①通則、②家事審判の申立て、③家事審判の手続の期日、④事実の調査と証拠調べ、⑤家事審判の手続における子の意思の把握等、⑥家事調停をすることができる事項についての家事審判の手続の特則、⑦審判等、⑧取下げによる事件の終了、⑨高等裁判所が第一審として行う手続を規定しています。(2) 不服申立てには、①審判に対する不服申立てとして即時抗告・特別抗告・許可抗告があり、②審判以外の裁判に対する不服申立てがあることを規定しています。そのほか、(3) 再審、(4) 審判前の保全処分、(5) 戸籍の記載等の嘱託について規定しています。

本書では、以上が第一巻に収められています。

第二編、第二章では、家事審判事件のいわば各論として、(1) 成年後見関係事件、(2) 保佐関係事件、(3) 補助関係事件、(4) 不在者財産管理関係事件、(5) 失踪関係事件 (①失踪宣告、②失踪宣告取消)、(6) 婚姻等関係事件 (夫婦同居協力扶助・夫婦財産契約事件・婚姻費用分担・子の監護に関する処分・財産分与・離婚等の場合の祭祀承継)、(7) 親子関係事件 (①嫡出否認の訴えの際の特別代理人選任、②子の氏の変更許可、③養子縁組許可、④死後離縁許可、⑤離縁等の場合の祭祀承継、⑥特別養子縁組成立)、(8) 親権関係事件、(9) 未成年後見関係事件、(10) 扶養関係事件、(11) 推定相続人廃除事件、(12) 相続における祭祀承継事件、(13) 遺産分割事件、(14) 相続承認・放棄事件、(15) 財産分離関係事件、(16) 相続人不存在関係事件、(17) 遺言関係事件、(18) 遺留分関係事件、(19) 任意後見関係事件、(20) 戸籍関係事件、(21) 性同一性関係事件、(22) 年金分割関係事件、(23) 児童福祉法関係事件、(24) 生活保護法関係事件、(25) 精神保健等法関係事件、(26) 破産法関係事件、(27) 中小企業円滑化法関係事件等について、個別的に規定を設けています。

前述したように、旧家事審判法の下では、甲類(第一類)と乙類(第二

類) とに分けて規定していましたが、家事法ではこれを上記のような事件内容別に第一と第二を一括して規定しました。したがって、例えば、婚姻関係事件の中には、調停ができない第一 58 項の夫婦財産契約に関する事件と、調停が可能な第二に属するその他の事件とが含まれることとなります。したがって、第一(甲類)か第二(乙類)かは、別表で初めて明らかになるという規定ぶりとなっています。

本書では、以上が第二巻に収められています。

第三編は家事調停に関する手続で、第一章総則には、(1) 通則、(2) 家事調停の申立て等、(3) 家事調停の手続、(4) 調停の成立、(5) 調停の成立によらない事件の終了、(6) 付調停等、第二章は合意に相当する審判、第三章は調停に代わる審判、第四章は不服申立て等です。前述したように、家事審判規定の多くを準用しています。

第四編は履行の確保、第五編は罰則規定です。

本書では、以上が第三巻に収められています。

### 3 家事事件処理系統図

本書の『家事事件手続法逐条解説』を理解するためには、まず家事事件手続の全体像を頭に入れていただくのが効率的です。

図表(1)「家事事件類型別処理系統図」は、家庭裁判所等で扱う家事事件の類型別の主な事件処理の流れを、第一審の家庭裁判所での処理結果とそれに対する不服申立て、それに対する高等裁判所や最高裁判所での処理等について、一覧性を重視して簡潔にまとめたものです。この一覧表は、2008年に発表したものですが(文献⑧421頁参照)、分かり易いとして評判がよく、本書以外にもあちこちで引用されています。

概説しますと、家事事件には大別して家事審判事件と家事調停事件とがあります。家事審判事件には、第1に、調停の対象とすることができない家事事件手続法39条別表第一項事件(旧家事審判法9条甲類事件、一覧

表では①第一（旧甲類）審判事件と表示），第2に，調停の対象とすることができる家事法39条別表第二項審判事件（旧家審法9条乙類事件，一覧表では②第二（旧乙類）審判事件と表示）とがあります。②は審判の対象にも調停の対象にもすることができるという趣旨です。これに対し，それ以外は審判の対象とすることはできない調停事件ということになります。この家事調停事件には，第3に，調停の対象とすることはできるが合意に相当する審判が必要な（離婚と離縁を除く）人事訴訟事件（一覧表では③本来の人訴事件と表示），第4に，調停の対象とすることができ調停を成立させることもできる人事訴訟事件中の離婚と離縁事件と一般の民事訴訟事件（一覧表では④一般調停事件と表示），第5に，審判や訴訟の対象とはならず専ら調停で解決するしかない事件（一覧表では⑤として表示）とがあります。

そして，家事調停事件は調停が不成立となると，②の第二（旧乙類）事件は当然に審判手続に移行し，③と④中の離婚・離縁事件はそれで調停は終了し，あとは人事訴訟を提起して紛争を解決することになります。④中のその他の一般事件も，不成立で調停は終了し，あとは一般の民事訴訟を提起する途が残されています。⑤は調停が終わればそのまま全て終わりで，審判や訴訟を起こす余地はありません。

①や②の事件について家裁の審判があっても，不服であれば即時抗告の途が開かれているし，④や⑤の事件について家裁の人事訴訟や地裁等の民事訴訟の判決に不服であれば，控訴の途が開かれており，図表（1）にあるように高裁の決定や判決に不服であれば最高裁に特別抗告や上告等の途が残されています。

図表（2）は，図表（1）④の一般調停事件は調停が成立すると調停成立調書が作られて確定します。合意ができなくても裁判官が調停に代わる審判をすることがあり，2週間以内に異議の申立てがなければ確定し，異議の申立てがあれば失効します。図表（1）②の第二（乙類）事件も調停が

成立すれば調停成立調書が作られ、また調停に代わる審判をすることも可能ですが異議申立ての有無によって効力が異なることは④の場合と同様です。図表（1）③本来の人訴事件は合意が成立しても調停を成立させることはできず、必ずその合意に相当する審判の手續によってその合意の中身を審査することが求められています。③や④の審判は調停手続きにおける特殊な裁判であり、①や②における本案の審判とは異なります。

図表（1）の①は審判のみが可能で調停をする余地はなく、⑤は図にある通りであり、調停が成立しても執行力はなく、その意味で法的効力はありません。

図表（1）が家事事件の理解に役立つのは、家庭裁判所に登場する家事事件は必ず上記の①から⑤までの種類のいずれかに該当しますので、その①から⑤までの種類のいずれに該当する紛争であるかを見極めれば、それによってその後の調停・審判・訴訟の流れが把握できるからです。読者の皆さんが具体的な紛争に直前したとき、あるいは他人から相談を受けたときには、まずそれが上記①ないし⑤のいずれの類型に当てはまるかを検討して下さい。そのための予備知識としては、本逐条解説参考文献として掲げた中の文献⑤『[新版]実務講座家事事件法』が便利だと思います。同書は家事事件の内容別に、調停・審判・人事訴訟・民事訴訟・強制執行・渉外事件の全分野にわたって洩れなく解説しているからです。それと、本書『家事事件手続法規逐条解説一巻、二巻（未完）、三巻（未完）』を併せ読んでいただければ、鬼に金棒と思います。

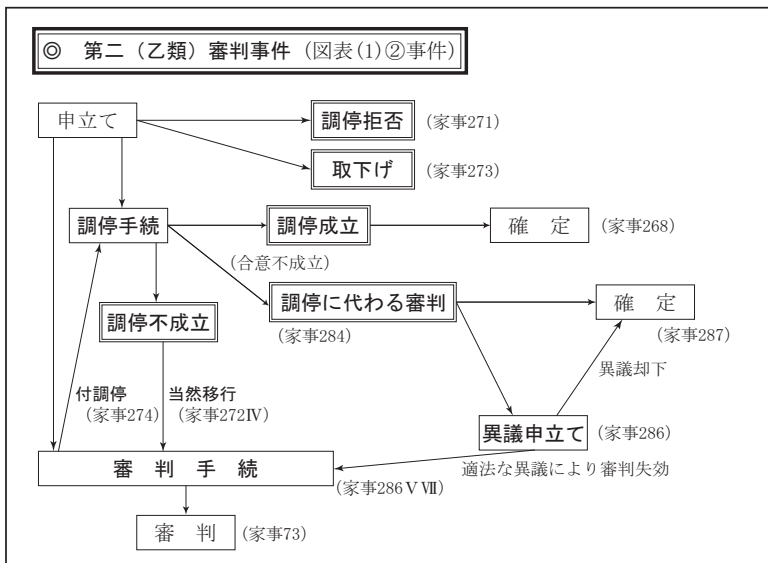
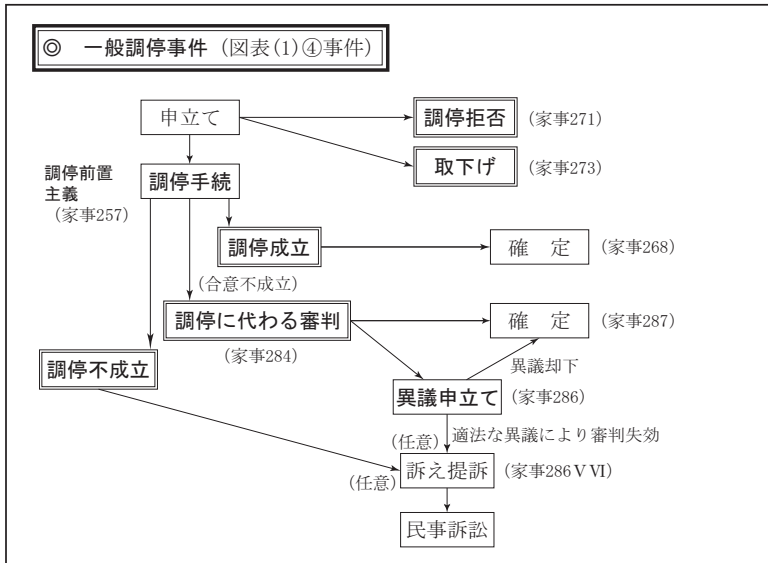
これを具体的に見ますと例えば調停事件中最も事件数の多い離婚事件（夫婦関係調整事件）は④の類型に属し、人事訴訟事件ではありますが、合意による解決が可能で、合意がまとまれば調停成立調書を作って、それで直ちに離婚の効力が生じます。これに対し合意がまとまらなると調停は不成立となって調停は終わります。離婚を求めるためには改めて別に離婚の訴えを提起しなければなりません。

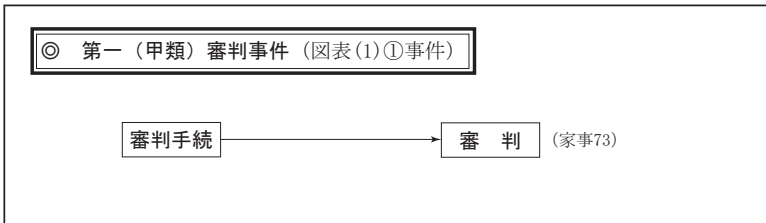
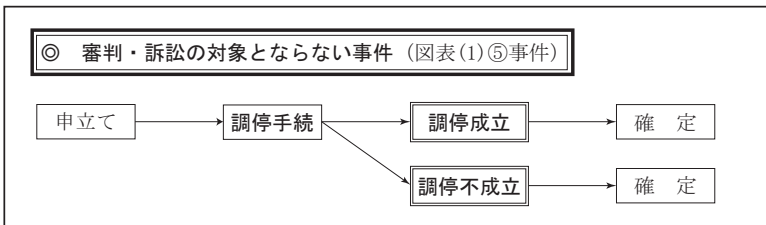
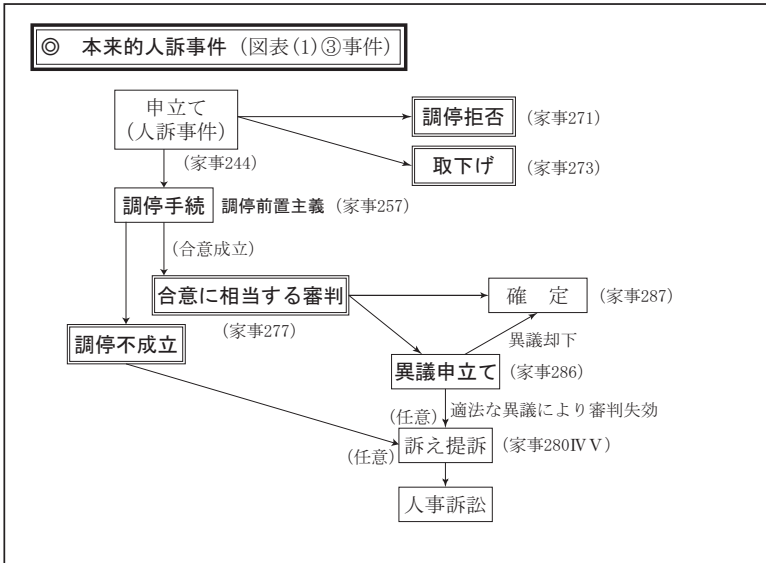






図表(2) 家事調停・審判事件手続の流れ (□が調停終了原因を示す)





---

 **第一編 総則**

---

**第一章 通則**

ここでは、家事法の趣旨（家事法1条）、裁判所と当事者の責務（家事法2条）、最高裁判所規則の委任（家事法3条）、裁判所提出書面の記載事項（家事規則1条）、ファクシミリによる提出（家事規則2条）、電磁的方式による提供等（家事規則3条）、公告の方法等（家事規則4条）、民事訴訟規則の準用規定（家事規則5条）について規定しています。

総則中のまたその総則で、家事審判と家事調停に全部的に共通する部分だけを「通則」としました。そのため、家事審判と家事調停に共通する手続でも、例えば参加・継受・記録開示などは違いがあるため、第二編以下に規定しています。その場合には、まず第二編で家事審判について規定し、家事調停独自の部分は第三編に規定し、共通する部分は第二編を準用するという形式です。そのため、家事調停の規律を知るためには家事審判の規律にも目を配る必要があります。ややこしくはありますが、できるだけ重複の規定を避けるという立法の要請からやむを得ません。

家事事件の中でも家事調停は、その実質的困難性から見ればこれに注ぐ人的資源と処理時間は家事事件全体の7～8割を占めるほど重要な手続です。にもかかわらず、家事法は審判事件を中心に規定を整備してしまったために、家事調停手続の多くは審判規定の準用という形になっていますので、家事調停の手続を分かりやすく解説するためには工夫が必要です。そこで、文献⑤拙著『[新版]実務講座家事事件法』では、手続的に先行する家事調停手続の解説に手続的に後行する家事審判の手続を組み入れて解説しました。本書8頁から10頁に再録しました。分かりやすいとして好評ですので、ご参考にいただければと思います。

## (一) 家事法の趣旨

### 家事法1条(趣旨)

家事審判及び家事調停に関する事件(以下「家事事件」という。)の  
手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定め  
るところによる。

家事法1条は、家事審判及び家事調停に関する事件(家事事件)の手続の基本法であることを規定しています。旧家審法1条では、「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を基本として、家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする。」とする目的規定を置いていましたが、現在では、家事事件の処理についてこのような趣旨を尊重すべきことは目的規定を置くまでもなく明らかであるということから、家事法ではこのような目的規定を置いていません(文献②58頁)。

最近の民事手続法で、このように目的規定を置かず趣旨規定だけですがましているものに、行政事件訴訟法(昭和37年)・民事保全法(平成元年)・民事訴訟法(平成8年)・人事訴訟法(平成15年)等がありますので、本法もこれにならったものと思われます。

旧家審法規定の「健全な親族共同生活」という用語については、価値観が多様化している現在の状況下で、解釈指針として相当かという懸念もあつたので、目的規定を置かないこととなつたという指摘もありますが(文献④25頁)、個人主義化の要請が強いとしても、この程度の家族観は当然のことであり、残しておいても良かったのではないかと考えます。最近は他方では個人化の行き過ぎが指摘されているからです。家族主義と個人主義の調和こそ求められるのです。

家事審判法規の解釈に当たっては、保守とリベラルのどちらにも偏らず、その調和を目指す姿勢が大事です。いたずらに個人主義化した欧米の法解釈に追随するのではなく、日本の法文化に適応した法解釈を追い求め

るべきであるとするのが、本書の基本的立場です。

## (二) 裁判所・当事者の責務

### 家事法 2 条（裁判所及び当事者の責務）

裁判所は、家事事件の手續が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に家事事件の手續を追行しなければならない。

この問題は家庭裁判所ないし家庭裁判所裁判官の機能論に関係します。この点で、文献⑩ 17 頁で佐上教授は、家庭裁判所は家事審判や調停を扱う裁判所であり、司法的機能に加えて人間関係調整という後見的・福祉的機能を備えており、家庭裁判所裁判官は人間や家庭に関する理解と人間諸科学に対するある程度の理解を身につけることが求められていると指摘される。その通りであると思います。

もっとも、ここ 10 年ほど前から家庭裁判所の地方裁判所化運動が盛んになったと言われるようになりました。その傾向の一端として、例えば門口正人「家庭裁判所の裁判官に求められるもの」家自 1 卷 1 号（2009 年）24 頁では、家裁の裁判官に求められるものは地裁の裁判官に求められるところと変わらず、人間諸科学への理解が必要であることを強調することは誤解を生じさせるとして反対されます。

裁判所と当事者の責務を定めた本条は、調停手續と審判手續の全体を通じた原則ですが、この当事者の信義誠実義務は、事実の調査など証拠収集の段階における「職権探知主義と当事者の役割」（家事法 56 条）における当事者の協力義務に通じます。ここで「裁判所」とは手續主体としての裁判所です。旧家審法時代には「家事審判官」という用語を用いていましたが、家事法では一般的な用語である「裁判官」に統一しました。家事審判官は調停事件も扱っていましたので、紛らわしい等の理由からですが、家

庭裁判所の裁判官には地方裁判所等訴訟裁判所の裁判官と異なり、非訟裁判所の性質を持つ特殊性を強調する意味で、従来の「家事審判官」という用語を承継してもよかったのではないかと思います。

非訟事件として公益性（実体的真実追求性）が顕著な家事事件手続が公正かつ迅速に行われるよう裁判所が努めなければならないことは当然であり（文献⑤7頁以下・14頁以下、同⑦110頁以下参照）、同時に当事者も公正・迅速な手続の実現に向けて信義誠実の原則に従い、これを追行する必要があることもいうまでもありません。職権探知主義と当事者の責務とは矛盾せず、相互排斥的ではないと解されています（文献②60頁）。ここで「当事者」とは家事事件手続における申立人及び相手方です。タイトルで「責務」という言葉を用いていて、「義務」とか「責任」とかいう言葉は避けていることでもあり、その違反に対する制裁には、慎重な考慮が求められましょう。

当事者の責務は、例えば、濫用的な申立てに対する簡易却下（家事法12条5項・13条1項・47条9項）、裁判長が命じた補正に従わない場合の申立書却下（家事法49条5項・255条4項）、事実調査・証拠調べの協力（家事法56条2項・258条1項）、当事者が出頭命令や文書提出命令に従わない場合の過料の制裁（家事法51条3項・64条3項・4項・6項・258条1項）、家事審判の申立ての取下げの擬制の制度（家事法83条）等に現れているとされます（文献②60頁以下参照）。

しかし、当事者の「責務」から具体的な法規範が直接出てくるわけではありません（文献①5頁）。家事事件手続は訴訟事件と異なり、憲法32条（裁判を受ける権利）による歯止めが弱いので、責務を怠ったとして審理の打ち切りや主張や証拠の採用を制限したりすることは、当事者権の保障の見地からして望ましくない場合があるように思われます。また、裁判所の職権探知主義や職権証拠調べの活用を控える口実にしないようにすべきでしょう。本来裁判所の責任であるべきなのに、これを安易に当事者の責

任にすり替えてはいけないということです。

### (三) 規則への委任

#### 家事法 3 条（最高裁判所規則）

この法律に定めるもののほか，家事事件の手続に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定める。

## 1 家事事件手続規則

平成 23 年の家事事件手続法の制定で，法律と規則の振り分けは，近時の立法傾向に従い，当事者等の権利義務に重大な影響を及ぼす事項や家事事件手続の大綱部分は法律事項とし，それ以外の手続の細目的事項は規則事項としたとされています。

この規定によって定められたのが平成 24 年最高裁判所規則第 8 号の「家事事件手続規則」です。その全体を文献③が詳しく解説していますので，参照して下さい。

## 2 法律事項と規則事項の振り分け

新憲法に基づく当初の司法省立法担当者は，司法国家たるアメリカ法の影響を受けて訴訟の手続に関する事項は国会の定める法律ではなく，最高裁判所規則によるべきだという憲法観に従って管轄裁判所等も含め広く家事審判規則等で定めました。

しかし，平成 8 年制定の民事訴訟法を初めとする手続立法では，当事者の権利義務に重大な影響を及ぼす事項や手続の大綱は法律事項とすべきであり，ただその手続の細則については規則に委ねてよいという憲法解釈に立脚したため，今回の家事審判法規の改正を同様の基準に基づき制定されました。



以下、規則の規定を見ていきます。

#### (四) 書類の提出・公告・申立ての方法等

##### 家事規則 1 条（当事者等が裁判所に提出すべき書面の記載事項）

申立書その他の当事者，利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面には，次に掲げる事項を記載し，当事者，利害関係参加人又は代理人が記名押印するものとする。

- 一 当事者及び利害関係参加人の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
- 二 事件の表示
- 三 附属書類の表示
- 四 年月日
- 五 裁判所の表示

2 前項の規定にかかわらず，当事者，利害関係参加人又は代理人からその住所を記載した同項の書面が提出されているときは，以後裁判所に提出する同項の書面については，これを記載することを要しない。

「申立書その他の当事者，利害関係参加人又は代理人が裁判所に提出すべき書面」には，各種申立書のほか，抗告状・申述書・届出書等が含まれます。

附属書類には，申立書等の添付されている証拠書類の写し（家事法 37 条の 2・127 条）・戸籍記載事項証明書・遺産目録（家事法 102 条の 1・127 条）等があります。

住所は，当事者これが知られたらDVその他の被害の心配があるときは，代理人の事務所を住所とすることも許されます。電話番号やファクシミリ番号はここで記載事項とはされていません。同じくDV等の被害を避

けるためです（文献③4頁参照）。住所の記載は時に犯罪のきっかけともなりかねませんので、慎重な配慮が必要です。

**家事規則 2 条（裁判所に提出すべき書面のファクシミリによる提出）**

裁判所に提出すべき書面は、次に掲げるものを除き、ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる。

- 一 民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律 40 号）の規定により手数料を納付しなければならない申立てに係る書面
  - 二 その提出により家事事件の手續の開始、続行、停止又は完結をさせる書面（前号に該当する書面を除く。）
  - 三 法定代理権、家事事件の手續における手續上の行為（15 条において「手續行為」という。）をするのに必要な授權又は手續代理人の権限を証明する書面その他の家事事件の手續上重要な事項を証明する書面
  - 四 特別抗告の抗告理由書又は家事事件手続法（平成 23 年法律 52 号。以下「法」という。）97 条 2 項（法 102 条及び 288 条において準用する場合を含む。）の申立てに係る理由書
- 2 ファクシミリを利用して書面が提出されたときは、裁判所が受信した時に、当該書面が裁判所に提出されたものとみなす。
- 3 裁判所は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

本条は、最近の実務の実情にあわせて、提出書面は原則としてファクシミリ送信による提出ができること、例外的にこれができない書面の特定、ファクシミリによる送信の提出時点、裁判所は送信に使用した書面の提出を求めることができる旨を定めたものです。

1 項の例外規定の中には、審判や調停の申立書、抗告状や各種取下書な

ど重要な書面はほとんど含まれますので、注意が必要です。

**家事規則 3 条（裁判所に提出する書面に記載した情報の電磁的方法による提供等）**

裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

2 裁判所は、申立書その他の書面を送付しようとするときその他必要があると認めるときは、当該書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。

本条は、最近の電磁的方法による情報提供の発達と日常化の傾向にあわせて、裁判所の裁量で、裁判所に提出する書面を記載した情報の電磁的方法による提供を求めることができる旨、及び申立書その他の書面の提出者に対し、その写しの提出を求めることができる旨を定めたものです。

前者は、遺産分割等における遺産目録・財産目録、調停条項案等について裁判所が審判書・調停調書作成等にそのまま活用できるようにするためのものであり、これまでの実務では電子メールによる送信が利用されています。

後者は、写しの提出について個別規定を欠く場合にも他の当事者等に送

る等必要がある場合に便宜だからです。

**家事規則 4 条（公告の方法等）**

公告は、特別の定めがある場合を除き、裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示し、かつ、官報に掲載してする。

2 公告に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

本条は、公告の方法と事務担当者の規定です。

**家事規則 5 条（申立てその他の申述の方式等に関する民事訴訟規則の準用）**

民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則 5 号）1 条の規定は家事事件の手續における申立てその他の申述の方式について、同規則 4 条の規定は家事事件の手續における催告及び通知について、同規則 5 条の規定は家事事件の手續における書類の記載の仕方について準用する。

民訴規則の準用規定ですので、関係民訴規則を掲げておきます。

[参考]

**民訴規則 1 条（申立て等の方式）** 申立てその他の申述は、特別の定めがある場合を除き、書面又は口頭ですることができる。

2 口頭で申述をするには、裁判所書記官の面前で陳述をしなければならない。この場合においては、裁判所書記官は、調書を作成し、記名押印しなければならない。

**同規則 4 条（催告及び通知）** 民事訴訟に関する手續における催告及び通知は、相当と認める方法によることができる。

2 裁判所書記官は、催告又は通知をしたときは、その旨及び催告又は通知の方法を訴訟記録上明らかにしなければならない。

3 催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者

が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合には、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

- 4 前項の規定による催告は、公告をした日から1週間を経過した時にその効力を生ずる。

同規則5条（訴訟書類の記載の仕方）訴訟書類は、簡潔な文章で整然かつ明瞭に記載しなければならない。

## 第一章の二 日本の裁判所の管轄権

### —国際裁判管轄概説—

#### 1 涉外事件の準拠法と国際裁判管轄

最近家事事件も当事者の国籍・住所・行為地などが外国であるなど涉外的要素が絡む事件（涉外事件）が多くなりました。そこで例えば、フィリピン人夫婦の離婚事件はどこの法律で判断するかというような「準拠法」が問題となると同時に、そもそも例えば、外国にいる日本人同士の子どもの親権紛争について日本の家庭裁判所が調停・審判や訴訟をすることができる「国際裁判管轄」があるかどうかが問題となります。

#### 2 中間試案・補足説明・要綱案

家事事件を含め人事訴訟事件及び民事訴訟事件の国際的裁判管轄に関しては、従来は法の規定がなく専ら裁判所の判例に委ねられてまいりましたが（詳しくは、文献⑤389頁以下参照）、最近ようやく法律の整備が完成しました。まず法務省民事局参事官室は、平成27年2月27日に「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する『中間試案』」及びその『補足説明』を公表しました。そして同年3月19日から5月15日までパ